

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成21年3月24日(火)

開会 9時30分

閉会 14時15分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 竹下謙委員長、井村正勝委員、山根一枝委員、丹保健一委員、向井正治教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育総務室主査 服部里子

教育改革室長 中谷文弘

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室副室長 濱田嘉昭

人材政策室副室長 横田浩一 人材政策室副室長 川口朋史 人材政策室主幹 森田由之

人材政策室主査 中村元保 人材政策室主査 中出真人 人材政策室主査 花岡みどり

人材政策室主査 小林誠司

福利・給与室長 神戸保幸 福利・給与室副室長 谷岡徳夫

福利・給与室副室長 三井久美子

学校教育分野

高校教育室長 山口千代己 全国高校総合文化祭推進特命監 伊藤仁司

高校教育室副室長 早川巖

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 山田猛 社会教育推進特命監 石倉邦彦

社会教育・文化財保護室副室長 高島章寛

文化振興室長 鳥井隆男

5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第70号 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第71号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第72号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第73号 三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案	原案可決
議案第74号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第75号 県費負担教職員の免職及び県の常時勤務を要する職への採用の手續きに関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第76号 職員の人事異動(事務局)について	原案可決
議案第77号 職員の人事異動(県立学校)について	原案可決
議案第78号 職員の人事異動(市町立小中学校)について	原案可決
議案第79号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決

議案第 80 号	公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 81 号	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 82 号	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 83 号	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 84 号	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 85 号	公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 86 号	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 87 号	平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 88 号	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 89 号	三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 90 号	職員の懲戒処分について	原案可決

6 報告題件名

件 名

- 報告 1 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正について
- 報告 2 平成 21 年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験の結果について
- 報告 3 平成 21 年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について
- 報告 4 平成 21 年度三重県職員（機関士）採用選考試験の結果について
- 報告 5 平成 21 年度三重県立学校現業職員採用選考試験の結果について
- 報告 6 教員の指導力向上支援事業の平成 20 年度実施結果と平成 21 年度の概要について
- 報告 7 平成 21 年度事務局職員人事異動報告について
- 報告 8 平成 21 年度県立学校教職員の人事異動報告について
- 報告 9 平成 21 年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について
- 報告 10 第 33 回全国高等学校総合文化祭（三重大会）の取組状況について
- 報告 11 職員の不祥事抑止について

7 選挙

- 選挙 1 教育委員長職務代理者の選挙について

8 審議の概要

・開会宣告

竹下讓委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成 21 年 3 月 11 日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

丹保健一委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 76 号、議案第 77 号、議案第 78 号、議案第 90 号、報告 6、報告 7、報告 8、報告 9、選挙 1 が人事案件のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第70号、71号、88号、72号、73号、74号、75号、79号、80号、81号、82号、83号、84号、85号、86号、87号、89号を審議し、報告1、2、3、4、5、10、11を報告したのち、秘密会の議案第76号、77号、78号を審議し、報告7、8、9、6を報告し、議案第90号を審議し、選挙1を行うことを確認する。

・ 審議内容

議案第70号 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案（公開）

（教育総務室長説明）

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

2ページをご覧ください。規則案要綱です。1の改正理由ですが、南伊勢高等学校南島分校の廃止及び城山特別支援学校草の実分校の設置、三重県情報公開条例の一部改正に伴い当該規則の規定を整備するものです。2の改正内容です。平成21年4月1日から、南伊勢高等学校南島分校が廃止され、また城山特別支援学校草の実分校が設置されることから、当該規則中の別表にある地域機関及び教育機関の長の印、学校長の印ですが、保管する場所について、南伊勢高等学校南島分校を削除し、城山特別支援学校草の実分校を追加するというものです。

次に2点目ですが、この4月1日に三重県情報公開条例の一部改正が行われました。この中で原則として地域機関が保管する公文書については地域機関で開示すると明記されたことから、県立学校及びその分校においても公文書開示請求に係る写しの交付に伴うコピー代について、領収書に出納員の印を押印する必要が生じてきています。この為、当該規則中の別表中の出納員の印の保管する所属を関係する地域機関及び教育機関と改め、県立学校及びその分校で出納員の印を使用出来るようにするものです。

3ページは新旧対照表です。地域機関及び教育機関の長の印という所ですが、南伊勢高等学校南島分校を削除しまして、新たに城山特別支援学校草の実分校を追加するものです。また出納員の印の所は、関係する地域機関及び教育機関ということで、県立学校及びその分校でも出納員の印を保管すると追加するものです。以上です。

【質疑】

委員長

どうでしょうか。これは保管する場所を明確にしたということだけですからよろしいですね。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第71号 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（教育改革室長説明）

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

2ページをご覧ください。規則案要綱です。1、改正理由ですが、平成21年3月23日に南伊勢高等学校南島分校を廃止することを内容とする三重県立高等学校条例の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、規則の一部を改正する必要があるということです。

3ページの別表ですが、上段が改正案で、下段に現行の度会分校と次に南島分校が書いてありますが、南島分校を削除するものです。以上です。

【質疑】

委員長

これも形式的な問題ですからよろしいですね。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第88号 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（高校教育室長説明）

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

3ページをご覧ください。三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案要綱です。1、改正理由です。（1）県立高等学校の廃止を内容とする三重県立高等学校条例の一部を改正する条例が制定されたこと。（2）県立高等学校の学科を改編すること。（3）県内公立中学校が廃止されること。以上に伴い管理運営に関する規則の一部を改正する必要性が生じました。

改正内容については1ページをご覧ください。別表一（第二条関係）中で、四日市高等学校について、全日制普通科、通信制普通科とありましたが、通信制を削除します。2点目は、三重県立みえ夢学園高等学校について、定時制総合学科、普通科とありましたが、総合学科ということで普通科を削除します。これは学科改編の結果です。3点目は、三重県立相可高等学校について、全日制普通科、生産経済科、農業土木科、食物調理科とありましたが、特に農業土木科が環境創造科に学科改編されました。4点目は、三重県立上野高等学校について、全日制普通科、定時制普通科とありましたが、全日制普通科、理数科と、理数科が新たに加わったところです。5点目は、三重県立南伊勢高等学校の度会分校、南島分校とありますが、先ほど教育改革室長から説明がありました南島分校が削除され、南伊勢高等学校と度会分校と2つに改めます。

別表三（第十一条関係）中については、県内公立中学校が廃止されたことに伴う変更です。三重県立尾鷲高等学校長島分校の下に紀北中学校、赤羽中学校、錦中学校と3校の中学校がありますが、中学校が統廃合されることにより錦中学校が無くなり、紀北町立紀北中学校、紀北町立赤羽中学校に変更をさせていただきます。これは中高一貫の関係で錦中学校が無くなったことにより削除するということが1点です。もう1点は、三重県立南伊勢高等学校（度会分校及び南島分校を除く）、南伊勢町立南勢中学校とありましたが、南島分校を削除して「度会分校を除く」と変更するものです。

学科改編については、7月の教育委員会でお認めいただいたところですので改めてご説明はしませんが、上野高校、相可高校、みえ夢学園高校、伊賀白鳳高校と共に順調な滑り出しというか志願者も増えていまして、学科改編は一応効果があったのかなと思っています。以上です。

【質疑】

委員長

別表第三ですが、中学校と高校の関係について中高一貫教育だという説明がありましたが、もう少し詳しく説明してもらえますか。

高校教育室長

まず大紀町に錦中学校があります。この錦中学校が平成21年4月から大内山中学校、柏崎中学校、錦中学校という3中学校が統合されまして、現在の柏崎小学校校舎を利用して大紀中学校が開校されます。大内山、柏崎、錦という3中学が大紀中学校に変更するという事です。長島高校が長島分校になった時も中高一貫を行っていて、分校になっても当然それは続いていきましたが、長島分校が3年生だけになり、中高一貫を行うことが難しくなり削除をするということです。

委員長

この議案についてはどうでしょうか。よろしいですか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第72号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成21年

3月24日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページが改正案です。2ページの要綱をご覧ください。改正理由ですが、平成22年度で計画期間が終了する三重県教育振興ビジョンについて、平成21年度から平成22年度までの2年間で次期三重県教育振興ビジョン（仮称）を策定するため、教育振興ビジョン策定特命監を新たに設置することに伴いまして、三重県教育委員会事務局組織規則の一部の改正を行うものです。新たな職の設置に伴い関係規定を整備するという形です。以上です。

【質疑】

委員長

この議案第72号ですが、特命監の設置に伴う形式的な改正ですのでよろしいですね。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第73号 三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページがその内容です。2ページの要綱をご覧ください。改正理由ですが、新たに職を設置することに伴い、三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部改正を行う必要があります。内容については、職員の任免その他の人事に関することについて、教育長に代理執行させることができない職に掲げた別表につきまして、先ほど提案をしました教育振興ビジョン策定特命監を追加するというものです。以上です。

【質疑】

委員長

これもよろしいですね

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第74号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページはその内容です。2ページの要綱をご覧ください。改正理由ですが、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正による勤務時間の見直しに伴い、公立学校職員の関係規則について所要の改正を行うものです。改正内容ですが、まず（1）特別の形態によって勤務する必要がある職員、これは水産高校の実習船乗組員の形態です。そのような職員について1回の勤務に割り振られる勤務時間の上限等を改正後の時間数に改めるというものです。3ページに新旧対照表がありますが、第二条の関係の内容です。

次に2ページの（2）です。週休日の振替等について半日勤務時間の割振変更という名前が今まで使われていましたが、これを4時間の勤務時間の割振変更と名前を変えるというものです。これは3ページの新旧対照表では第三条の関係です。

（3）は、不斉一型短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数の算出に用いる勤務時間を改正後の時間数

に改めます。不斉一型短時間勤務職員とは、1週間のうちある日は8時間、ある日は6時間と、日によって勤務時間が異なるという形で勤務をする職員のことですが、その職員の年休の計算の仕方について勤務時間が変わったことによる改正を行うものです。内容としては、4ページの第九条、5ページの第九条の二というあたりがそのことについての改正になっています。

(4)は、年次有給休暇等の残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数がある時は、当該残日数のすべてを使用することができるものとします。また1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合の時間数、これを職員の区分に応じて改正後の時間数に改めるというものです。これは新旧対照表では(4)です。この改正に伴い、最終的に分単位の年次有給休暇というのが残ってくるというケースがあります。有給休暇は、今は時間単位でしかとれないということになりますが、1時間ずつとっていくと最後15分だけ年次有給休暇が残る場合が生じることがあります。こういう場合に、この端数を最後だけは使うことができます。最後に残った分単位の有給休暇を消化することができる、このような規定をしてすべての年次有給休暇が消化できると改めたものです。

最後の(5)臨時的に任用する職員の1日の勤務時間の上限を改正後の時間数に改めるという内容です。これは新旧対照表では、6ページの第二十五条の関係です。

これらは、従来1日当たりの勤務時間が8時間であったものが7時間45分に変更されたという勤務時間の条例の改正によるものです。以上です。

【質疑】

委員長

何か質問はありませんか。

丹保委員

2ページの改正内容の2番ですが、これをもう少し説明してください。

委員長

人材政策室長お願いします。

人材政策室長

これは知事部局の改正に合わせたもので、従来、半日勤務時間という名称が使われていたものを4時間の勤務時間という名称に変えたことによります。変えた理由については確認していません。

丹保委員

いや、聞きたいのは、今までは1日8時間だったのから7時間45分になって、その半分で4時間になりますかという単純な質問なのです。

教育長

今までは半日というと8時間の半分で4時間でしたが、1日が7時間45分になり、半日という呼び方をすると正確ではなくなるので4時間分とします。

丹保委員

では、これまでの半日とは違った意味を持たせるというのですか。

教育長

半日というのを4時間とはっきり規定しました。半日とは7時間45分÷2ではないということです。

丹保委員

逆に4時間に変えたわけですね。

教育長

そうです。

丹保委員

半日は4時間にしたわけですね。何分か合わせて意識的になっているわけですか。はい分かりました。

委員長

規則案の第二条第二項三号になりますが、従来は16時間を超えないことというのが15時間30分を超えないことになっていますね。この関連で計算するとこうなるのですか。

人材政策室長

これは夜を通して当直勤務に当たる者は、8時間と8時間で16時間という勤務時間であったところが、7時間45分と7時間45分で15時間30分が上限ですということを含めています。

委員長

事例として水産高校の船員があがってきましたが、その勤務では、上限が決まってもそれで職場から帰るといふわけにはいかないでしょう。船に乗船したままでないといけないわけですから、手当がカットされて仕事は続くということにはならないのですか。8時間と8時間で16時間だったのが、7時間45分と7時間45分で縮められるけれども船はちゃんと操作しないといけない。

人材政策室長

交代勤務という形で、船の中で勤務を要しない時間とか日が出てきますので、これに合うようなローテーションを組み直すということになっています。

委員長

ちょっと理解しにくいというか、その船の運航を短くするならばともかく、時間を縮めることはできないのではないかという気がします。そのあたりを調べておいてもらえませんか。それからもう一つ、15分の年次休暇を消化するようにするとありましたけれども、どのようにするのですか。15分早く帰るのかな。

副教育長

休暇は基本的に1時間単位です。15分早く帰っても1時間の休暇になります。だから勤務時間が15分短くなりますが、休暇については1時間単位です。

委員長

だからその15分の消化はできるわけですね。

人材政策室長

1番最後に、端数として15分とか30分とか、分単位の年次有給休暇が残るケースが計算上出てきます。今までは8時間の勤務時間でしたので、1時間単位の年休で必ず最後まで消化できたのですが、最後に30分とか残ってしまう職員が出てくるということになってきました。その職員が1番最後に残った端数の時間を処理出来るという規定を設けたものです。

委員長

他はよろしいでしょうか。その船員さんの件は、参考までにまた後で教えて下さい。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第75号 県費負担教職員の免職及び県の常時勤務を要する職への採用の手続きに関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（人材政策室長説明）

県費負担教職員の免職及び県の常時勤務を要する職への採用の手続きに関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、県費負担教職員の免職及び県の常時勤務を要する職への採用の手続きに関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

1ページがその内容です。2ページの要綱をご覧ください。改正理由ですが、教育公務員特例法の一部改正に伴い指導改善研修の実施が義務づけられたことから、関係規則について所要の改正を行うものです。改正内容ですが、審査委員会の名称は、従来「三重県指導力向上支援審査委員会」としていましたが、これを「三重県指導改善研修審査委員会」と改めたものです。以上です。

【質疑】

委員長

議案第75号はどうでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

委員長

議案第79号から87号までは、すべて給与に関する規則の改正案ですので、一括して審議をしたいと思えます。それでは、議案第79号から87号までを福利・給与室長ご説明をお願いします。

議案第79号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第80号 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

議案第81号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

- 議案第 8 2 号 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）
議案第 8 3 号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）
議案第 8 4 号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案（公開）
議案第 8 5 号 公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）
議案第 8 6 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案（公開）
議案第 8 7 号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福利・給与室長説明）

議案第 7 9 号、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

議案が大変多いもので一覧にさせていただきましたが、各議案の改正内容につきましてはその一覧表等で後ほど説明をさせていただきたいと思っておりますので、提案を続けさせていただきます。

議案第 8 0 号、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

議案第 8 1 号、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

議案第 8 2 号、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

議案第 8 3 号、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

議案第 8 4 号、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

議案第 8 5 号、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

議案第 8 6 号、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 0 号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

議案第 8 7 号、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部

を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

一覧表をご覧くださいと思います。今回ご提案します規則は9本と多いものですから、一覧表を作成させていただきました。9本を大別しますと、教員給与の見直しによるものが2本、支給日等に関するものが1本、この4月1日付で県立看護大学が地方独立行政法人となることによる関係が6本となっています。

まず、教員給与の見直し関係ですが、これは先月12日の教育委員会で承認いただいた給与条例の改正案において、教員特殊業務手当の支給限度額を倍増するという、それから義務教育等教員特別手当の支給限度額の縮減を行うということが改正点であったわけですが、条例が成立したことを受け、今回規則改正をさせていただきますということです。

具体的には一覧表の裏をご覧ください。1つ目の ですが、教員特殊業務手当については、部活動の指導業務等4種類があり、また非常災害時の緊急業務は更に3つの業務に別れています。表の右側の改定予定額欄の矢印の左側が現行の額で、矢印の右側の額が改定後の額です。それぞれ現行の倍の額となっています。それから次の を見ていただきますと、義務教育等教員特別手当額の改定となっています。ここは議案第80号の関係ですが、義務教育等教員特別手当の支給限度額の縮減を行う条例改正に伴い、現行5,000円から20,200円となっている手当の額をそれぞれ3,900円から15,900円に改定するものです。議案の中では給料表の級別、号給別に改正後の手当額が表になっています。

次に大別しました、給与の支給等に関するものですが、これは、議案第81号の2ページをご覧ください。改正内容につきましては3つあります。1つは給料の支給日に係る規定の整備を行うということ。2つ目が勤務時間の見直しに伴い規定の整備を行うということ。3つ目が学校の統廃合に伴い、へき地学校の級別指定表の整備を行うというものです。

1点目の給料の支給日に係る規定の整備を行うということですが、具体的には、一覧表の裏面の中央付近にカレンダーがありますので、そちらをご覧ください。まず、現行の規則上では、給料の支給日は毎月21日です。21日が休日や土日である場合は21日よりも前の平日にすると規定されています。但し書きがありまして、21日が休日かつ月曜日の場合は、翌日の22日に支給するという規定になっています。ところが、今年の9月のカレンダーを見ていただきますと、まず、月曜日の21日が敬老の日です。次に23日が秋分の日で、これは毎年変わりますが、今年は23日が秋分の日でこれも休日です。それから、国民の祝日に関する法律があり、これは、休日と休日の間は休日にするという法律ですが、昭和60年に改正になったわけですが、これでまた22日も休みとなり、結局土曜日の19日から23日まで5連休となります。現行の支給日を定めた規則では想定していなかった事態が発生し、支給日を18日の金曜日か、24日の木曜日かということ規則で定める必要が生じました。これを今回は前倒しをして、18日の支給日とさせていただきますという規則の改正です。

議案第81号の3点のうち2点目ですが、勤務時間の見直しに伴い規定の整備を行うということで、議案第81号の3ページをご覧ください。先ほど勤務時間の条例改正により、1日の勤務時間が8時間から7時間45分になるということで、それに伴う関係部分を下の欄から右上の欄に変えるということです。

7ページをご覧ください。宿日直勤務命令簿の注の所にアンダーライン引いた所があります。8時間となっている所を6ページのアンダーラインの7時間45分と変えるということで、これも勤務時間の改正に伴う変更です。

次に学校の統廃合に伴う、へき地学校級別指定表の整備です。3ページから5ページを見ていただきますと、へき地手当を支給する際の級別区分の表があり、これは3ページ左側から始まり4ページ5ページと続きますが、学校の統廃合がありますので、この表を改正しようとするものです。少し分かりにくいので、一覧表の裏面のカレンダーの下に整理表を作らせていただきました。津市立美杉南小学校と東小学校が統合されて津市立美杉小学校になります。それから、先ほど別の議案でありましたように、県立南伊勢高等学校南島分校が廃校になります。また、大紀町立の大内山中学校、柏崎中学校、錦中学校が大紀中学校になり、大内山小学校と柏崎小学校が大紀小学校になります。

それから、議案第82号から87号の関係ですが、一覧表を見ながら説明をさせていただきますと思います。全て4月1日に県立看護大学が地方独立行政法人になることに伴う整備です。まず議案第82号ですが、退職者手当条例が改正され、号ずれが生じています。これは、昨年11月11日の教育委員会におきましてご同意をいただいた公立学校職員の退職者手当条例の第五条の二、第二項第十八号の次に2つ号が追加されました。その関係で、号ずれが生じたものによるものです。

議案第83号ですが、これは、特例により期末手当を支給しないものの範囲に公立学校職員から看護大学役員に異動するものを追加する規定です。まず、現在の制度を説明させていただきますと、独立行政法人は県の機関ではありませんので、厳密には通常の異動とは異なるわけですが、県から看護大学へ移った場合、

手当等の規定の中で特例規定を設けることにより、通常の県の機関相互の異動とみなして、県職員に準じた形で給与上は処遇しています。そういう現行の規定では独立行政法人の職員という表現はあるのですが、特に役員という表現はありませんでした。

この4月に県設立一般地方独立行政法人である看護大学が発足しますと、学長、理事長、副理事長、理事という役員で構成される理事会がおかれます。そうなりますと、理事会のメンバー、これが役員なのですが、人事交流で、こちらの職員であった人が看護大学に行き役員になる。そして看護大学の役員であった人が戻ってきてまたこちらの職員になるというような際に、この役員も県職員に準じた扱いをしようしますと、現行の県設立一般地方独立行政法人の職員という表現のところに、全て「及び県設立一般地方独立行政法人の役員」という表現を加える必要が生じてきます。このことから条例では今年の11月11日にこの教育委員会におきまして、公立学校職員の給与に関する条例改正案の中で、通勤手当と単身赴任手当の特例規定の所で特例の範囲に役員を追加する改正を行わせていただいたところです。今回規則でも同じような理由により、改正を行う必要があるということです。

議案第83号から87号まで、例えば83号ですと期末手当を支給しないものの範囲に公立学校職員から特例により看護大学役員に異動するものを追加する。それから84号では特例により、給与決定ができるものの範囲に看護大学役員から公立学校職員に異動するものを追加する。85号では特例により、単身赴任手当を支給できるものの範囲に看護大学役員から公立学校職員に異動するものを追加する。86号では特例により、給料の調整額の経過措置を受けることができるものに、看護大学役員から公立学校職員に異動するものを追加する。87号も特例により、給料の差額を支給できるものの範囲に看護大学役員から公立学校職員に異動するものを追加するという事で、全て同じ理由で今まで職員だけしか表現していなかったところに、全部、役員という表現を追加するという事です。

この9本の議案については、議案第82号だけが退職手当の関係ですので、平成21年3月31日から適用し、残りの8本は全て、平成21年4月1日からの施行となっています。以上です。

【質疑】

委員長

審議を議案毎行いたいと思いますが、まず議案第79号について何か質問がありますか。

丹保委員

これは、教員特殊業務手当額の改定があって、必要に応じて一生懸命頑張って時間を使っている方にもう少し手当をしましょうという考え方ですよね。おそらく、計算するのはすごく難しいと思うのですが、このような変更が起こった場合、先生方に与える給料とか手当とかを総合的に考えると、プラスマイナスあまり変わらなくなりますか。それとも、減るということはないですか。それは計算しないと分からないと思いますが、感覚としていかがですか。

福利・給与室長

一応、予算影響額ということで試算をしました。教員特殊業務手当は倍増で年間約2億4千万の増です。また、義務教育等教員特別手当を縮減しますと年間約5億9千万の減で、差し引き3億5千万の減という試算をしています。

丹保委員

分かりました。全国的なこともありますので三重県だけが特別ということは出来ませんが、あまり渋らないで出してほしいと思います。

委員長

要は、先生のもらう額が減ることになるわけですね。

福利・給与室長

はい、そうです。

委員長

議案第79号と80号を一緒に説明してもらいましたが、80号はいかがでしょう。特別手当の方は縮減をするということで、これは全国的な変更に合わせてものですが、業務手当の倍増というのは、全国的なものでこれも合わせているのですか。

福利・給与室長

はい。他県の状況も同じ状況です。減らすことと増やすことは同時に行われています。

委員長

増やすことと減らすことを同時に行っていますけども、業務手当の方は、例えばマスコミなどの報道を見ていると、東京都の場合などは、これをたくさん増やしていますよね。部活動では、先生が異動するとすぐに廃部に追い込まれたりします。それでは子どもの教育上好ましくないということで、先生でない人を引っ張ってきてクラブの顧問にする。そういうためには、かなり多くの報酬を与えている、というような記事を

見ますが、そういうところからいうと、かなり増額していくところもあるわけですね。その辺りは三重県の場合、心配はありませんか。クラブが廃部に追い込まれるということは心配ないですか。

福利・給与室長

クラブ活動の影響というのは、福利・給与室では、なかなか判断しがたいです。手当の水準の決定につきましては、全国調査をしますと、ほとんどが国の基準に合わせていますので、東京都はちょっと例外ということになるかと思えます。

委員長

そうですね。それでは、議案第79号と議案第80号についてはよろしいですか。

【採決】

- 全委員が承認し、議案第79号、議案第80号を原案どおり可決する。 -

委員長

次に議案第81号はどうでしょうか。支給日は形式的な問題ですから質問は無いと思いますが、いかがでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、議案第81号を原案どおり可決する。 -

委員長

続いて看護大学の法人化に伴う議案第82号から87号についてですが、質問ありませんか。

では、私から質問します。職員だけしか規定がなく、独立行政法人役員をどうするかということでの改正という説明がありましたが、独立行政法人の職員といった場合には役員は外すわけですか。

福利・給与室長

はい。いろいろ検討しましたが、やはり職員の中に役員を含めるとというのは、一般的な理解がないということです。役員をおいた場合は役員という規定を追加しないといけないと判断をさせていただきました。

委員長

それでは、例えば公立高等学校の校長などの場合には、職員という形でいいのですか。

福利・給与室長

はい。この職員、役員の分け方は、いわゆる地方独立行政法人関係の法律に基づく分け方ですので、公立学校にその職員、役員という考え方を適用するというものではないということです。

教育長

特に三重県の看護大学の場合単科大学ですので、例えば理事長と学長、別々の候補があるのです。また、事務局長を県から送る関係でその方が自動的に理事になります。その方は行ったり帰ったりします。そういう関係もあって、このような規定が必要となります。

委員長

ただ、一般的に職員といえれば全部を含むものですから、役員というのを特別に出す必要があるのかなと思いました。

教育長

行ってしまうと役員になってしまうのですよね。それで規定として必要になってきます。

委員長

分かりました。議案第82号から87号はよろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号を原案どおり可決する。 -

議案第89号 三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

（社会教育・文化財保護室長説明）

三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会教育長。提案理由、三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第13号の規定により教育委員会の議決を要する。これがこの議案を提出する理由である。

(社会教育推進特命監説明)

改正内容についてご説明いたします。2ページをご覧ください。三重県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則案要綱ということで、1番、改正理由です。平成21年度の組織の改正により、三重県立博物館に課と職を置くために、またその他規定を整備するため、三重県立博物館条例施行規則の一部改正を行う必要があるということです。

2番、改正内容につきましては、2点あり、1点目が三重県立博物館の内部組織としまして、教育長が定める課を置くことができるようにするとともに、課長を配置し、その職務を定めるものとするということです。現在、博物館につきましては課がありませんので、課を置き、またその課をたばねます課長を置くということです。2点目としましては、その他の規定を整備するものです。

3ページをご覧ください。具体的な条文ですが、新旧対象表で説明をしたいと思います。まず、課を置いてそれから課長を配備するというのですが、その関係の条文が、第2条と第3条です。第2条では、三重県立博物館にその事務を分掌させるため、教育長が定める課を置くことができるということです。第3条の第1項第2号ですが、ここで課長を規定しています。第3条、県立博物館に、次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりということで、第2号に課長ということで、上司の命を受けて、課の事務を掌理し、課内の職員を指揮監督するということです。これが課長を置くところの規則の改正部分で、新たに設けたところです。

それから改正内容の2点目、その他の規定を整備するものとするという部分は第1条の趣旨の部分です。これは、現行の規則でこの趣旨の部分がもれていましたので、この機会に第1条の趣旨の部分を追加させていただいたところです。内容は、この規則は、三重県立博物館条例の施行に関し必要な事項を定めるものとするという規定です。

5ページをご覧ください。三重県立博物館に学芸交流課を設置する理由を整理させていただきました。生活・文化部におきましては、「新県立博物館基本計画」に記す活動理念「ともに考え、活動し、成長する博物館」の実現を目指して、県内外の博物館をはじめ、大学・研究機関、県の文化振興拠点、あるいは学校や団体等との連携・交流を図りながら博物館活動を進めることとしています。このため、多様な連携・交流事業を試行的に実施して、新県立博物館の活動の可能性を検討するとともに、関係各所との幅広い調整等を迅速に行う体制を整備するというので、今回学芸交流課を現在の博物館に設置をするということです。

それから下の方に現行の組織と平成21年度の新たな組織を示しています。現行は新博物館整備プロジェクトということで、推進監のもとに担当者がいまして、県立博物館には館長と担当職員がいるという組織を、平成21年度については、生活・文化部の、文化政策監兼総括室長が県立博物館の館長を兼任するという体制をとります。今度は県立博物館の学芸交流課の職員が新たに生活・文化部の新博物館整備プロジェクトの事業グループと兼務をし、新博物館整備のための業務を兼ねていただくということで、新県立博物館の整備に向けて、一体的な整備体制を図るものです。以上です。

【質疑】

委員長

はい。何かありますか。

念のために確認させてもらいますが、この現行と改正案との対比はずれているわけですね。1条と2条を付け加えたために、旧1条が今度の3条になるという形ですか。

社会教育推進特命監

はい。そのとおりです。

委員長

それから、現在の組織の方ですが、今も館長はいるわけですよね。

社会教育推進特命監

はい。館長はいます。

委員長

いますね。その館長が文化政策監を兼務するのですか、それとも文化政策監が館長を兼務して、今までの館長が退職するのですか。

社会教育推進特命監

文化政策監が館長を兼務します。

委員長

現在の館長がどうなるか、分からないのですね。

社会教育・スポーツ分野特命監

現在の館長は行政職員ですので異動ということになります。

委員長

異動ですか。それから新博物館の整備推進室長というのは、今もあるのですか。

社会教育推進特命監

今は、新博物館整備プロジェクトということで、推進監がいまして、そのもとに担当者がいる組織を新体制にしてやっていこうというわけです。

委員長

この推進監と今度の文化政策監とは同じ列の職員ではなく、もっと上の職を作るといことですか。推進監より上になるのですか。

文化振興室長

現在、文化政策監兼総括室長が上にいまして、その下に新博物館プロジェクトの推進監がいます。プロジェクトを室とすることで、組織体制を昇格させてきちっと位置付けたということです。現実的には推進監が推進室長になる予定になっています。

委員長

現在、担当職員として学芸員とかがいると思いますが、その方々はこの事業グループの中に吸収されて行くわけですね。

社会教育推進特命監

はい。実際はここに書いてありますように、博物館の学芸交流課の職員がその事業グループの職員とを兼務するという体制です。

委員長

はい。この議案第89号についてどうでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

報告1 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正について（公開）

（人材政策室長説明）

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正について、別紙のとおり報告する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会事務局人材政策室長。

1ページをご覧ください。1ページから4ページまでが改正内容です。5ページ以降が新旧対象表になっています。内容は6項目盛り込まれていまして、新旧対照表でご説明させていただきます。まず、5ページの第2条の関係、これは先ほど規則改正で提案がありましたが、三重県立博物館に課長を置くということで、その課長という職を位置付けているものです。

それから第4条の関係ですが、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、関係規定の整理を行ったというもので、法律の条ずれを反映させたというものです。

6ページをご覧ください。趣旨としては、地教行法の一部の改正に伴うものですが、従来、規程に関する事務に関する事柄という形で、一般事務、共通決裁事項の方にあがっていましたが、ここを規程以外のものを含んだ規程等に関する事項と改めたものです。

3点目としましては、支出負担行為に関する行為の事務のうち、償還金、利子、割引料に関する事務について、共通決裁事項の整理を行ったもので、これは7ページの別表です。従来、償還金利子、それから割引料と、2種類の形で室長の決裁という形になっていましたが、三重県証紙条例施行規則の中で、証紙の取扱いについて分けて規定されており、整合をとったものです。左の方が証紙の取扱いを分けて、地域機関の所属長に決裁権限を与えるとしたものです。

4点目としましては、教員免許法の一部改正に伴う個別決裁事項で、その整理を行ったものです。8ページから続いていまして、12ページまでが免許更新制等に伴う決裁の整備です。

5点目として、学校保健法という法律がありますが、これは平成21年4月から学校保健安全法と名前が変わり、中身も一部変わって施行されることに伴う個別決裁の整理です。12ページの一番下にある25番を変えたというものです。

6点目として、三重県立熊野少年自然の家への指定管理者制度の導入に関し、個別決裁事項の整理が13ページ以降にあります。熊野少年自然の家につきましては、来年度、指定管理者制度の導入に向けて、様々な手続きを行っていく必要があります、それに伴う決裁事項を整備したということです。以上です。

【質疑】

委員長

訓令というのをまだ使っているのですか。教育委員会訓令第何号とかになるのでしょうかけれども、まだた

くさん使っているのですか。他の部でもあるのですか。

人材政策室長

あります。お手元の三重県教育法規集の目次を見ていただきますと、訓令と名前のつくものがあります。

委員長

恐らく戦前からずっと続いているというか、殆ど改正されずに部分修正で来ているのでしょうかけれども、そろそろこの訓令というのは変えた方がいいかと思います。もう戦後60年以上経っているのですから。ちょっと奇異な感じがします。今まで気が付かなかったのですが、よくよく見たら訓令と書いてあるものから。文部科学省もあまり訓令って使わないでしょう。文部科学省令というのは使うでしょうけれども。

学校教育分野総括室長

そうですね。最近はあまり使わないですね。

委員長

規則の意味で、文部省令、文部科学省令は使うでしょうが、訓令というのは大臣の命令ですからね。

丹保委員

内閣告示訓令などかありますよね。

委員長

まだありますか。告示はあるでしょうけれども。

丹保委員

常用漢字表とか訓令になっていますよ。

井村委員

あれは訓令ですか。

委員長

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程を次のように改正する、でいいのでしょうかから、何も訓令なんて入れる必要ないですよ。委任規程の改正ですから、これでいいのではないかと思います。その辺も検討して貰えればと思います。

丹保委員

この中には、免許更新とか新しいものが沢山入っていますよね。それはいいのですけれど、以前からあるものに関連しては、方向というか、傾向、精神というか、そういうものは別にないわけですか。ちょっとありそうな気もするのですけれど。

人材政策室長

この委任規則の改正自体は、いろいろ事務作業を行うに伴って生じて来たものを整備したということです。その大元にある精神までは、よく分からないところです。

丹保委員

例えば7ページを見ますとね、地域機関の所長が入っていますよね。それはどういう理由ですかということです。

人材政策室長

7ページの地域機関の所長に決裁権限が出てきますが、これは三重県証紙条例施行規則というのがありまして、そこに元々地域機関の証紙に関する取扱いがあり、例えば、収入証紙に本来払わなければならない額以上の証紙が張ってあって、それに消印を押してしまった場合には過剰に支払った分をお返しする必要があります。これを従来の規則では所長の権限では出来ず、当該管轄室長の権限でないと駄目だったということですが、県規則の証紙条例施行規則では、地域機関で出来るという規定になっているので、整合とったという改正です。

丹保委員

はい。分かりました。

委員長

他によろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

委員長

次の報告2から報告5まで全て採用試験に関する案件だそうですので、一括して報告を人材政策室長からお聞きしたいと思いますのでお願いします。

報告2 平成21年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験の結果について（公開）

報告3 平成21年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について（公開）

報告4 平成21年度三重県職員（機関士）採用選考試験の結果について（公開）

報告5 平成21年度三重県立学校現業職員採用選考試験の結果について（公開）

（人材政策室長説明）

報告2、平成21年度三重県立特別支援学校理療科教員採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会事務局人材政策室長。

次のページをご覧ください。平成21年2月28日、土曜日に試験を実施しました。理療科の教員というのは、盲学校の理療を専門に教える教諭です。試験内容は小論文、面接、口頭試問という形で行っています。結果ですが、申込者1名に対しまして、受験1名、合格者1名で合格発表を行いました。

報告3、平成21年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会事務局人材政策室長。

次のページをご覧ください。三重県立学校の実習助手として、農業の関係、工業の機械系の関係、看護の関係、特別支援学校の自立活動の関係と、4種類の実習助手の募集を行いました。2月28日に試験を行いまして、試験の内容は、筆答試験、小論文、適性検査と面接です。それぞれの結果ですが、申込者41名で、内訳としては、そこに書かせていただいているとおりです。受験は38名で、3名欠席でした。合格者は6名で、農業の実習助手は3名、工業機械系は2名、自立活動1名を合格としました。障がい者を対象とした特別選考を設けていましたが、申し込みはありませんでした。

報告4、平成21年度三重県職員（機関士）採用選考試験について、別紙のとおり報告する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会事務局人材政策室長。

次のページをご覧ください。機関士の採用選考試験、これは水産高校の実習船の機関士の採用です。試験日は3月7日、土曜日です。試験内容は教養試験、作文試験、人物試験、適性検査、この4種類です。結果は、1名の申し込みに対して、合格者1名です。この試験につきましては、人事委員会が実施した試験です。その結果を受けて合格を決定したというものです。

報告5、平成21年度三重県立学校現業職員採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会事務局人材政策室長。

次のページをご覧ください。これも水産高校実習船を操船するための現業職員の採用です。試験日は3月7日です。試験内容は、教養試験、作文試験、人物試験、適性検査で、募集自体は海務員と機械操作手という2種類の現業職員を1名ずつの予定で募集をしました。結果としては、申込者は、それぞれ3名ずつの計6名でしたが、海務員3名、機械操作手1名の受験となり、合格は海務員が1名、機械操作手は0名という結果でした。以上です。

【質疑】

委員長

質問はありませんか。

井村委員

実習船の現業職員ですが、申し込みが6名で合格が1名で足りるのかな。

人材政策室長

正規職員で欠員を埋めることが出来なくなったということで、来年度はまた臨時的に探すということになります。

委員長

海務員と機械操作手というのは、どういう仕事でしたか。

人材政策室長

海務員というのは主に甲板業務です。機械操作手の方は機関の操作です。

委員長

機関士の下で、ですか。

人材政策室長

そうです。

委員長

臨時で仕事してくれる人はかなりいるのですか。

人材政策室長

探すのに非常に困難なところもありますが、船を動かすためには何とかして探さないといけません。

井村委員

盲学校理療科の先生ですが、おいくつぐらいの方ですか。言っているのかな。

人材政策室長

報告自体は人数の報告でして、合格された方の個別の名前、年齢については、ここで発言するのは控えさせていただきます。

井村委員

そうですか。

委員長

理療科の先生も足りなくて困っているのですよね。

人材政策室長

はい。なかなか得がたい職員です。今回、合格ということで採用に向けて準備中ですがけれども、非常に良かったと思います。

委員長

この前、盲学校を訪問させていただきましたが、なんとか運営は出来ているのですね。

人材政策室長

現状は、臨時的任用で今年1年という方で、そこに配置しました。

山根委員

よろしいですか。実習助手の採用のように、海務員など他の分野には障がい者を対象とした選考は可能ではないのでしょうか。

人材政策室長

障がい者を対象とした特別選考自体は可能だと思いますが、例えば、理療科教員の場合は、受験される多くの方はもともと障がい者の方です。それから機関士、現業職員の場合は、船の実習船でして、外洋へ出て行くこともあり、今回はそこに特別選考は設けなかったということです。

山根委員

私は、特別関心があるものですから、障がい者の就職についての話を聞く中で、昔、錦という町には、障がい者は居なかった。なぜかという、全部船に乗っていた。身体の悪い方は乗せなかったけれども、そうでない方は全部船に乗せて出来る仕事をさせていただいて、障がい者として疎外されることなく地域で生きていたから、0だったという話を聞きました。今も長野県の温泉町では障がい者が居ないという町があるということを知りました。昔は、地域の中で船に乗っていた人達が、現代社会になってはじき出されて生きていけなくなったというのがあり残念に思ったものですから、その可能性がまた引き継がれたらいいなという思いがありましたので質問させていただきました。どうもありがとうございました。

委員長

報告の2から報告5まではよろしいでしょうか。

- 全委員が報告2、報告3、報告4、報告5を了承する。 -

報告10 第33回全国高等学校総合文化祭（三重大会）の取組状況について（公開）

（高校教育室長説明）

第33回全国高等学校総合文化祭（三重大会）の取組状況について、別紙のとおり報告する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会事務局学校教育分野高校教育室長。

第33回全国高等学校総合文化祭（三重大会）は、7月29日から、もうほとんど100日位ですが、万事異常無く進めているところです。内容につきましては、全国高総文祭推進特命監からご説明させていただきます。

（全国高総文祭推進特命監説明）

第33回全国高等学校総合文化祭（三重大会）の取組状況について、平成20年度の取組結果についてご報告いたします。まずは広報宣伝活動ですが、生徒実行委員による開催市町への広報キャラバン、群馬大会、あるいは県内イベント、テレビ出演等の場でPR活動を行いました。また、ミニのぼりやパンフレットを作成し、開催市町や県内高校に配布しています。

続きまして、開会行事の準備状況です。総合開会式は三重県営サンアリーナで7月29日、13時半から15時50分まで開催されます。第1部は、式典と国際交流、第2部は開催県発表と2部構成になっています。また、パレードについては、伊勢市内宮周辺において、同じ日の夕方17時を目処に開催されます。今のところ参加予定は2,500名位を想定しています。

海外招へい国との国際交流についてですが、4ページの参考資料の1をご覧ください。中国からは、広西

壮族自治区から広西民族中等專業学校、アジア地域からは、ラオスの国立音楽舞踊学校、その他の地域からは、ブラジルからサンパウロ州立ジョルナリスト・ワンディック・フレイトス学校です。それから、次年度開催の宮崎県が招へいすることになっていますが、ソウル市立慶福ビジネス高校を招へいしまして、それぞれ三重高校、久居高校、飯野高校と交流を図る予定となっています。

開催市町との連携について、同じく参考の2をご覧くださいと思います。ご協力いただいている主なものとして(2)にあります。現在、県内6市で会場の減免を決めていただいています。

2ページをご覧ください。大会運営に関する計画策定ですが、まずは生徒実行委員について、現在49名で大会の企画、運営を検討しています。さらに4月には15名程度募集し、組織体制の強化、充実を図っています。2月末時点の参加状況は、全国の2,622校、生徒は17,947名となっています。

また、県内の高校に対して、延べ16,325名を生徒・教員の運営要員として派遣要請を行っています。これは、会場のいろいろな運営、例えば受付とか、案内係を担当してもらうことをお願いしています。宿泊、輸送についてはJTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行3社で組織して宿泊等をサポートする体制です。この3社と事務局が協議しながら、個人あるいは生徒の輸送手段の確保をしています。

大会運営経費の確保、協賛金・寄付金の関係ですが、2月末の時点で約1,150万円の協賛金をいただきました。このお金につきましては、大会の経費として使わせていただく予定です。これが平成20年度の取組です。

3ページをご覧ください。平成21年度開催本番までの取組についてご報告します。まず、広報宣伝活動ですけれども、来月11日、土曜日に、伊勢市の内宮のおかげ横丁におきまして、111日前イベントを開催します。その他、マスコミを活用しましたPR、あるいは県や開催市町の広報誌への記事掲載ということで、開催近くになりましたら広報だよりの記事を載せていただく要請を行っています。それから、県庁舎、アスト津、伊勢市観光文化会館などで懸垂幕を掛ける予定です。また、県内全高校の教職員や生徒に大会を知っていただくためにパンフレット配布等の普及を行っています。

それから、開会に向けた準備についてですが、総合開会式は、6月13日、14日に運営説明会を行い、準備を始めます。直前の7月28日と29日の午前にはリハーサルを行います。パレードにつきましては、交通規制、地元の自治会対策、動員等、伊勢市あるいは警察と詳細をつめていくことをしています。

海外招へいの関係ですけれども、7月25日から順次関西空港なりセントレアに到着する予定になっています。到着後は7月27日に県庁を表敬訪問、午後には歓迎レセプションを行います。その後、総合開会式、パレードに参加していただき、県内高校生との交流や文化祭の交流をすることを進めています。

危機管理対策ですけれども、危機管理マニュアルの冊子を関係者にお配りするとともに、事前に研修、訓練を実施するように準備しています。また、緊急情報を配信するために、ホームページを使った告示形のシステム、あるいは携帯電話ホームページ、メール配信型、3つのタイプの緊急情報配信システムを構築し、運用するよう現在準備を進めています。この他、各開催会場には救護所を設置しまして、常に養護教員が待機し、体調不良とか、怪我をした場合には、迅速な対応が出来るようにしています。

最後に、大会に関する全般的なことですけれども、先程もご説明しましたが、4月に生徒実行委員の第3次募集を行うと共に、県外参加者に配宿等を進めていきます。それから、総合プログラム3,000部を4月上旬に、あるいは大会ハンドブック3万部を6月にそれぞれ印刷して、参加者等に配布をする予定です。また6月末には、大会の運営に関わっていただきます、運営要員の方が定まるということで、現在準備をしています。第33回全国高等学校総合文化祭の三重大会の取組状況についての説明は以上です。

【質疑】

委員長

何かございますか。

山根委員

質問です。4ページの2の(2)、協力いただいている中で、ほとんどの市の施設提供が無料になっていますが、松阪市さんだけどうして20%なのでしょう。

全国高総文祭推進特命監

規定があり、市内の高校の場合ですと無料になるのですが、市外ですと20%減免となっていて、それで20%減免と書かせていただきました。

委員長

市内の高校に頼んで、そこを経由するという訳にはいかないのですか。

全国高総文祭推進特命監

なかなかそういう訳にはいかないのですけれども。

委員長

いや、これは県の県立高校が中心になったということでしょう。だから松阪市内の高校も巻き込みたいと

ということでしょう。

全国高総文祭推進特命監

再度、市にはお願いをしているところであります。

丹保委員

これは公表するのですか。そこまではやらないのですか。

委員長

ホームページとかに公表するのですか。

全国高総文祭推進特命監

しません。

委員長

他の所は無料で協力してもらっていると、松阪市に説明してあるのですか。払うことは良いのですが、できれば、それは別のほうに回したいのですと。高校生のために別のほうに回したいという趣旨は説明してあるわけですか。

全国高総文祭推進特命監

無料のところは、説明させていただいていません。

高校教育室長

実は、ここに書いてありませんが、例えば四日市、伊勢市とかは有料です。

丹保委員

有料なのですか。

高校教育室長

有料ということは、正規の料金でということです。

丹保委員

厳しいというか、もっときちっとしたところがあるのですね。

高校教育室長

市町にずいぶん指定管理者制度が導入され、桑名市や津市にも指定管理者制度が入っていますが、このような場合、その分は市が補填するから使ってよ、という市もあれば、四日市市や伊勢市のように、正規の料金でいただきますよ、補填はしませんと、それぞれの自治体の独自性がありまして、ここにあがっている自治体は非常に協力的ということで、書かせていただいています。書いてないところが、もう少し何とかならないかと思っているところです。

丹保委員

この市町は、まだ協力的ということですか。

高校教育室長

松阪市の20%減免も協力的で、例えば本来1年前に会場を押さえていただくことも非常に難しいというようなこともあったりして、日を押さえることも一つの協力だとある自治体は言っていて、温度差がずいぶんあります。お願いは最後までしていきたいと思います。

委員長

先程名前の挙がったところなどは、反発があるのではないかという気が私はしていますが、その辺の印象はどうですか。

高校教育室長

協力のお願いは今後もしていきたいと思いますが、やはり、指定管理者制度が大きな要因かなというのを感じます。

委員長

あとは、宣伝がどれだけ浸透しているかですけれども、10日ほど前ですが、直接関係はありませんが、四日市市内の高校のスポーツ選手何十人かと話をしている時に、高文祭を知っているかということで名刺を見せました。私の貰っている高文祭のPR名刺は非常に効果があり、名刺を渡すと皆、これはなんだと、そこから高文祭の話になっていくのですが、その高校生達に名刺を見せ、こういうことをやるんだと言っても、誰も知らなかったですね。

その点で、参加する、しないは別としても、普通、各高校が興味を持っていれば、そういう情報は流れて行くのではないかと思うのですけれども、どうも、情報は特定の部活動だけに流れているだけであって、全般的には流れていないような気がします。その辺、何とかならないのですか、何とか宣伝できませんかね。

高校教育室長

おっしゃるとおりです。教育委員さん方が桑名西高校とか、いろいろなところに行っていただいても、放送部の部員が知らないというようなことがあり、先ほどの特命監からも話がありましたが、急遽、全高等学校の教室に、授業料の減免、あるいは奨学金と同じような形でポスターを貼ってもらいます。あまり情報量

を入れなくて、開催日時とか、あるいは場所ぐらいのポスターを各教室に貼っていただくことが1点と、先程ご説明しましたように、一人一人にパンフレットなどが渡るよう考えています。これは新年度早々にやりたいと思います。本当にPRが足りないなと痛感しています。

丹保委員

以前に、三重テレビ、FM三重、ホームページなどでのPRと話が前ありましたよね。それは今、どのようになっているのでしょうか。群馬県では、総合開会式の直後、FMで放送していましたよね。車の中で流れてきましたよね。あれは、凄く良かったですね。おそらく、あのように協力してくれるのではないかと思います。その辺の話の進み方はどうなのでしょう。

全国高総文祭推進特命監

詳細はまだですけど、そういうことも考え、三重テレビ、あるいはFM三重で出来ればと、考えています。

丹保委員

群馬県に行く前は、あまり素晴らしいものとは思っていませんでした。行ってみたら、とても素晴らしく、三重県の高校生達とか、一般の人達に見て欲しいと思いますよね。つまらないものだったらあまり紹介したくないですけどね。群馬県に行って非常に感動しましたので、あの感動を高校生達とか、一般の市民達に、見せて欲しいという感じがします。

マスコミでの発信は、効果がありますので、FM三重さんなどに協力してもらってください。お忙しいことは、分かっていますが、是非頑張ってくださいと思います。

全国高総文祭推進特命監

ありがとうございます。

委員長

是非とも出来るだけ浸透してもらって、予定が10万人になっていますけれど、高校生達あるいは一般の人も、もっと来てくれる様な大会にしてください。そのためには、この中身をやはり広める必要があるでしょうから、どんどん頑張ってくださいと思います。

井村委員

今ごろ言うのは申し訳ないなと思うのですが、海外の招へいを見ますと、アジア地区が多いですね。三重県の高校などでも、オーストラリアと交流を持ったりしているところが結構あったように思うのですが、アメリカだとか、オセアニア、ヨーロッパなどの高校からというのは難しいのでしょうか。

高校教育室長

この4か国の選定についてですが、文化庁の方から指定があります。アジア地域から、特に韓国は1つ入れなさいというのもありまして、韓国は、後催県の宮崎県が呼んで来て、あと、アジアで1つとか、太平洋環帯で1つとか、そういう指定があります。確かに、オーストラリアということも考えてはみたのですが、交流の学校が非常に少なく、中華人民共和国の壮族自治区は、三重県高等学校文化連盟と長年交流がありまして、特に、高文連は壮族の子ども達のために、校舎建築の募金活動を行ってまして、そういう関係でここが上がってきました。

それから、アジア地域のラオス人民民主共和国ですが、始めは、カンボジアということで調整してました。飯南高校の子ども達がALTと一緒にあって、募金活動などを行いながら交流をしていたということでしたが、カンボジアにEメール環境がないとか、電話が通じないとか、ぎりぎりまでカンボジア大使館を通じて接触していたのですが、なかなか返事がなく、最後は、うちの国からでは行けないということで松坂総括に急遽お願いをしてラオスを見つけてきてもらったところです。

ブラジルについては、三重県はサンパウロ州と姉妹提供を結んでいますので、移民100周年の時に、知事と県議会議長とが一緒に訪問した際に、依頼をしていただいた国です。確かに、井村委員が言われるように、オーストラリア、あるいはマレーシア、シンガポールということも対象に入れたのですが、長年の交流というのがなかなかなくて、特定の語学研修などで行っているというのは聞くのですが、非常に数が少ない状況でした。どこかの高校と交流している学校を探していたわけですが、1つ予想外だったのが、アジア地区のラオスが急遽入ってきたことです。本来なら、交流のあったカンボジアだったのですがカンボジアの国情を事務局が正確に把握してなかったことが1番の反省であるのかなと思います。

委員長

報告10よろしいですね。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告11 職員の不祥事抑止について（公開）

(人材政策室長説明)

職員の不祥事抑止について、別紙のとおり報告する。平成21年3月24日提出、三重県教育委員会事務局人材政策室長。

1ページをご覧ください。三重県教育委員会委員長名で各市町等教育委員会教育長、県立学校長、教育委員会事務局内部の総括室長、各室長、地域機関、教育機関長に対して、発出したいというものです。懲戒の指針でありますとか、あるいは服務規律の確保についてという教育長名での通知など、ルール化していますが、懲戒件数、人数が減っていないということに対しまして、このような通知を出して、更に不祥事を抑止していきたいということです。

職員の不祥事抑止についての通知です。県教育委員会では懲戒処分の厳正かつ公平、公正な運用を確保し、県民への説明責任を果たすとともに、不祥事の抑止の効果を期待し平成19年10月1日に懲戒処分の指針を定めるとともに、懲戒事案が発生した場合は今後の発生を抑止するためにこれを公表しています。教育行政や学校教育に携わる職員についての綱紀粛正及び服務規律の確保に関する諸事項について、本年度2回の通知を行うとともに市町等教育長会議や県立学校長会議等で不祥事の再発防止をお願いしてきたところで

す。また本年度はDVに関する認識を深めるための研修を実施しました。しかし、本年度はこれまでに飲酒運転・交通事故、あるいは猥褻行為、体罰、職務放棄、旅費の不正受給など19件22人の懲戒事案が発生しています。この件数はこの通知を発出する時点で増えていた場合は、件数を修正したいと思っております。昨年度の17件22人、一昨年度の12件12人と比較して増加しております。また文部科学省は懲戒処分に関する処分基準の作成及び懲戒処分の公表に関する取組状況に関する調査を行い、平成20年12月25日その結果を出しました。その中で懲戒処分に関する処分基準を作成し教職員に周知を図ることは、懲戒処分の厳正な運用や不祥事の抑止の効果が期待される。また懲戒処分事案の公表は懲戒処分の厳正な運用に資するとともに、保護者、地域住民等に対する説明責任を果たすものであるとしています。

2ページをご覧ください。このような状況に鑑み、こうした不祥事が発生しないよう各所属で対話や議論を行っていただくなどの取組をお願いするとともに、懲戒処分の指針に掲げるような事案が発生することのないよう再度職員に徹底をしてください。なお、市町等教育委員会教育長にあってはこのことについて、貴管内各学校長にその趣旨の徹底を図られるようお願いいたします。万一、当該指針に掲げられた事案が発生した場合は当該職員が自らすみやかにその事実を所属長に報告するとともに、事態への早急かつ的確な対応を図るよう職員に徹底をお願いいたします。こういう内容で、委員長名で発出したいと思っております。以上です。

【質疑】

委員長

これについてどうでしょうか。これで効果が上がってくればありがたいのですが、目新しい所は教育長ではなくて教育委員長にしたということですが、相手方はおそらくそういう違いを認識しないでしょうし、そういう意味で何とか効果が上がればいいのですけども。

丹保委員

事案の公表というのは、何か懲戒があった時にはそのことについて皆さんに極力知らせるということを行っているわけですか。

人材政策室長

はい。懲戒処分を行った当日に処分の内容について各県立学校、市町教育委員会に送付しています。それから、その内容自体をホームページにも出しています。これは年度単位で更新されていきますけれども、その年度中はどんな内容の処分であったかということは、いつでも見られる状態です。

丹保委員

それは何年前から行っているのですか。ずっとやっているわけですか。

人材政策室長

平成13年の8月に公表の基準が定まりまして、それ以降はずっとそのような形で行っています。

丹保委員

浸透してくといいですね。是非、これからも継続して頑張ってもらいたいと思います。

委員長

効果が上がるかどうかは別としても、いろいろ試みをして、それだけの努力をしていくということは必要でしょうから、どんどんこういう形で行っていく必要があると思いますが、他にも何かいろいろ方法があれば浸透させてもらいたいと思います。

教育支援分野総括室長

特に、4月当初は、市町の教育長さんとの会議や、あるいは校長会など機会が増えますので、こういうことを周知し、問題が起きないように進めていきたいと思っております。

委員長

平成13年からずっと行ってきて、結果的には、それほど効果が上がっていないですね。しかし、それにめげずに努力してください。

人材政策室長

懲戒案件の件数が減ることが効果なのか、判断しにくいところですが、そういうことが起こらなくなることが、目指すところだと思いますので、教職員の皆さんが意識を高めていくための一環ではないかなと考えています。そういう意味では、なかなか効果測定は難しいと思いますが、取組んでいきたいと思っています。

山根委員

1つ質問です。処分をした後に、マスコミの方達が新聞等でいろいろ書かれているように思うのですが、一般の方は、それに過剰反応して匿名メールなど事務局や市町の教育委員会に通報するようなことがたくさん増えているのでしょうか。

人材政策室長

通常、懲戒処分をしますと、その後、報道に対して資料提供の後、記者会見をしますので、それに基づいて各報道機関が記事を書かれます。したがって、翌日には新聞に載ります。報道があった後は、報道内容に関連した苦情をいただくことがあります。

委員長

マスコミの報道は、いかんとも仕方がないと思いますけどね。やはり、時代とともに動きますから、もっと処分を重くしろという雰囲気が出てくると、次に、処分が軽いかという報道になってきますし、この前の裁判例の判例にあったように、飲酒運転で免職とはけしからんという判例が出てくると、今度はそれで免職となってくると過剰罰則だということにもなるでしょう。だから、あまりマスコミに影響されなくて、こういうことを地道に繰り返していく必要があるのではないかと考えています。

他によろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

委員長

議案第76号、77号、78号、報告7、8、9は全て人事異動に関することですので、一括して審議したいと思います。人材政策室長お願いします。

議案第76号 職員の人事異動（事務局）について（秘密会）

議案第77号 職員の人事異動（県立学校）について（秘密会）

議案第78号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、議案第76号、議案第77号、議案第78号を原案どおり可決する。

報告7 平成21年度事務局職員の人事異動報告について（秘密会）

報告8 平成21年度県立学校教職員の人事異動報告について（秘密会）

報告9 平成21年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について（秘密会）

人材政策室長が説明し、全委員が報告7、報告8、報告9を了承する。

報告6 教員の指導力向上支援事業の平成20年度実施結果と21年度の概要について（秘密会）

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

議案第90号 職員の懲戒処分について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

選挙1 教育委員長職務代理者の選挙について（秘密会）

三重県教育委員会会議規則第3条第1項の規定による指名推薦の結果、丹保委員が次期委員長職務代理者に決定した。